

デイサービスセンター女満別ドリーム苑運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人女満別福祉会(以下「法人」という。)が開設するデイサービスセンター女満別ドリーム苑(以下「センター」という。)が行う通所介護及び大空町介護予防・日常生活支援総合事業による通所型サービス(以下、「通所介護等」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、センターの生活相談員その他の従業員が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者(以下、「要介護者等」という。)に対し、適正な通所介護等サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 センターの従業員は、要介護者等が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る援助を行う。

2 事業の実施に当っては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称)

第3条 事業を行うセンターの名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 デイサービスセンター 女満別ドリーム苑
- (2) 所在地 網走郡大空町女満別西4条5丁目4番10号

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 センターに勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名
管理者は、センターの従業員の管理及び業務の管理を行う。
- (2) 生活相談員 1名以上
利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対しその相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。
- (3) 看護職員 1名以上(但し、例外的に併設特養と連携する場合あり。)
利用者の健康状態の把握に努め、来所時にはバイタルチェックを行い記録するとともに、健康保持のための適切な措置に努める。
- (4) 介護職員 4名以上
利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう適切な技術をもって行う。
- (5) 機能訓練指導員 1名以上
利用者の心身の状況等を踏まえ、必要に応じて日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 センターの営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。
ただし、12月31日から1月4日までを除く。
- (2) 営業時間 午前8時15分から午後5時15分までとする。
ただし、上記に定める営業時間のほかに、午前7時30分から午後5時15分までに限り延長サービス時間を設けることができる。

(利用者の定員)

第6条 センターの利用定員は30名(通所介護等の合計利用数)とし、これを超えることができない。

(通所介護等の内容)

第7条 通所介護等の内容は次のとおりとする。

- (1) 日常生活上の援助
 - ア 排泄の介助
 - イ 移動の介助
 - ウ その他必要な身体の介護
- (2) 入浴の介護
 - ア 入浴の形態
 1. 一般浴槽による入浴
 2. 特殊浴槽による入浴
- (3) 機能訓練
- (4) 送 迎
- (5) 食事の介護
- (6) 相談・助言

(通所介護計画の作成等)

第8条 通所介護等の提供を開始する際には、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている状況並びに家族等介護者の状況を充分把握し、個別に通所介護計画を作成する。

- 2 通所介護計画の作成、変更の際には、利用者又は家族に対し、当該計画の内容を説明し、同意を得る。
- 3 利用者に対し、通所介護計画に基づいて各種サービスを提供するとともに、継続的なサービス管理、評価を行う。

(利用料その他の費用の額)

第9条 センターが提供する、通所介護の利用料は、厚生労働大臣が定める介護報酬の告示上の額とし、大空町介護予防・日常生活支援総合事業による通所型サービスの利用料は、大空等が定める額とする。ただし、次にあげる項目については、別に利用料金の支払いを受ける。なお、通所介護等が法定代理受領サービスであるときは、市町村から交付される介護保険負担割合証に記された割合に応じた額とする。

- (1) 食費～1食につき550円
- (2) おむつ代～実費
- (3) 教養娯楽費～月額300円
- (4) 前各号に掲げるものの他、センターの中で提供されるサービスの内、日常生活においても通常必要となるものにかかる費用で、利用者が負担することが適当と認められる費用～実費
 - 2 前項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文章で説明をした上で、支払に同意する旨の文章に署名（記名押印）を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第10条 通常の事業の実施地域は、大空町女満別の区域とする。

(緊急時等における対応方法)

第11条 従業員は、通所介護等を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医或いは協力医療機関並びに家族へ連絡し適切な措置を行うものとする。

(非常災害対策)

第12条 センターは、別に定める防災計画により非常災害に備え、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第13条 サービスの提供を受けようとする利用者は、サービス利用の際は体調の異常や異変がある場合はその旨を申し出る事とする。

2 サービスの提供を受けようとする利用者は、機能訓練の器具を取扱う際は、従事者の指示に従うこと。

(業務継続計画の策定等)

第14条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する指定サービスの提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的（年2回以上）に実施する。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(虐待防止に関する事項)

第15条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る。

(2) 虐待の防止のための指針を整備する。

(3) 従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(その他運営についての留意事項)

第16条 センターは、従業員等の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、又、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用時1か月以内

(2) 継続研修 年2日（北海道社会福祉協議会社会福祉研修所による専門研修）

2 従業員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業員との雇用契約の内容とする。

4 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、法人とセンターの管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

- この規程は、平成12年 4月 1日から施行する。(規程制定)
- この規程は、平成12年 7月20日から施行する。(一部改正)
- この規程は、平成13年 4月 1日から施行する。(一部改正)
- この規程は、平成13年10月 9日から施行する。(一部改正)
- この規程は、平成14年 3月 1日から施行する。(一部改正)
- この規程は、平成17年 5月 1日から施行する。(一部改正)
- この規程は、平成17年10月 1日から施行する。(一部改正)
- この規程は、平成18年 3月31日から施行する。(一部改正)
- この規程は、平成18年 4月 1日から施行する。(一部改正)
- この規程は、平成19年 4月 1日から施行する。(一部改正)
- この規程は、平成21年 4月 1日から施行する。(一部改正)
- この規程は、平成21年 5月 1日から施行する。(一部改正)
- この規程は、平成22年 4月 1日から施行する。(一部改正)
- この規程は、平成23年 7月 1日から施行する。(一部改正)
- この規程は、平成26年 2月 1日から施行する。(一部改正)
- この規程は、平成27年 4月 1日から施行する。(一部改正)
- この規程は、平成27年 8月 1日から施行する。(一部改正)
- この規程は、令和 2年 2月 1日から施行する。(一部改正)
- この規程は、令和 2年 4月 1日から施行する。(一部改正)
- この規程は、令和 3年 6月 1日から施行する。(一部改正)
- この規程は、令和 5年 4月 1日から施行する。(一部改正)
- この規程は、令和 6年 3月 1日から施行する。(一部改正)
- この規程は、令和 6年10月 1日から施行する。(一部改正)